



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第13号 令和5年3月30日発行

目次

【告示】

番号	表	題	担当課名
113	道路の区域を変更する件		道路整備課
114	同		同
115	道路の供用を開始する件		同
116	同		同

【正誤】

番号	表	題	担当課名
	令和5年3月24日付け徳島県報第563号徳島県告示第104号中訂正		都市計画課

徳島県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和五年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

141	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
阿南 大林那賀川		阿南市住吉町西畷三五番 三地先から 同 那賀川町中島一七 一四番三地先まで	同	新	三・六〇一七・〇	五五二・七
				旧	三・六〇一四・三	五五二・七

徳島県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和五年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

191	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
富岡港南島		阿南市住吉町西畷三五番 三地先から 同 那賀川町中島一七 一四番三地先まで	同	新	三・六〇一七・〇	五五二・七
				旧	三・六〇一四・三	五五二・七

徳島県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和五年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

141	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
阿南	大林那賀川	阿南市住吉町西畷三五番三地 先から	同 那賀川町中島一七二四 番三地先まで	五五二・七	令和五年三月三十日

徳島県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和五年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

191	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		富岡港南島	阿南市住吉町西畷三五番三地 先から 同 那賀川町中島一七二四 番三地先まで	五五二・七	令和五年三月三十日

令和五年三月二十四日付け徳島県報第五百六十三号徳島県告示第百四号（都市計画を変更した件）中次のとおり訂正

正 誤

ページ	—		
誤	徳島市		
	岸町	津田海	東沖洲
			二丁目
	一部		一部
正	徳島市		
	岸町	津田海	東沖洲
		二丁目	一丁目
	一部	一部	一部